

Dans le tribunal pour enfants, les relations avec des institutions spéciales

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-05-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: OGAI, Aoi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00058160

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



家庭裁判所における機関連携の変遷と発展

— 「他」機関連携から「多」機関連携へ—

大 貝 葵

はじめに

非行少年の複合的ニーズに対応し、少年の立直りを支援していくには、家庭裁判所（以下、家裁）が多機関と連携していく必要があることは後述する多くの先行研究から明らかにされている。しかし、そもそも、家裁と他機関との連携は、家裁発足当時から要請され運用されてきた。そうであるにもかかわらず、家裁における福祉、医療、教育分野等との連携のあり方について、現在も議論が続けられている。そこで、家裁における他機関連携のこれまでの運用及び先行研究を相互に比較し、今後の家裁における機関間の連携の構築及び発展にむけた課題を浮き彫りにする。

1 昭和40年代以降の動き

家裁における他機関との連携は、その発足当初は保護を実施するという目的のために必要不可欠なものとして、盛んにそのあり方が議論されていた。しかし、昭和40年代に入り、家裁と他機関との連携に関する議論は下火になっていく。その理由として、昭和40年代から50年代前半にかけては、少年非行の第2ピークと第3ピークとの谷間の時期となりそれぞれの機関が、独自の背景と問題を抱えたまま、決定と執行との距離ができていったからだとの分析がなされている¹。

並行して、この時期に、少年法改正へ議論が集中していつていることが少年

1 浦和家庭裁判所「少年保護事件における関係機関との連携の在り方(2)」家庭裁判所月報44巻9号(1992)123頁。

係裁判官会同等から確認できる。1958年から少年犯罪は急激に増加し1967年にピークを迎える²。これに対応する形で、1956年に法務当局は、少年法改正の意図を明確に示し、1959年、少年法調査研究会が発足する。1966年には法務省改正構想が発表されるに至っている³。澤登は、少年法の改正は、身辺的な秩序保持及び維持立法の中に位置づけられるとする⁴。

この少年法改正の動きと連動して、家裁における司法機能についても変遷がみられる。すなわち、司法機能の実体面に社会防衛の要請を含ませる考え方が顕在化してくる。家裁発足当初は、司法機能については、人権保障機能に軸足が置かれていたことが確認できる。例えば、沼辺裁判官は、家裁は社会的法的機関であり、少年審判手続きには司法的手続きと行政的手続きとの折衷がみられるとする。ここでの司法的続きとは、非行に対する法律のアプローチに基づく正当な法の手続きであるという意味に位置付けられており、社会の安全という言葉は出てこない。むしろ、個別化された裁判が官憲の放恣専制から人権を擁護するためのものとして司法機能が位置づけられている。他方、行政的手続きとはケースワーク的アプローチに基づく社会化された手続きとされている。少年審判手続きを樹立するにあたっては司法的手続きと行政的手続きとの調和均衡を図ることが肝要であると述べられている⁵。団藤裁判官においても、少年法と刑事法との関係を指摘する文脈においては、保護事件手続きは建前上、刑事訴訟手続きと異なるとしつつも、「とくに公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うするという刑事訴訟法の大原則は、少年法の解釈運用においても、十分に尊重されなければならない」と指摘する⁶。但し、この刑事訴訟法の原則は、もっぱら、家裁の司法的機能において適用されるものと解され

2 犯罪白書昭和39年版参照 (http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/7/nfm/n_7_2_3_1_1_2.html : 2019年11月21日)。

3 澤登俊雄「少年法改正作業の歴史」法律時報503号(1970)16-26頁参照。

4 澤登・前掲注(3)19頁。

5 沼辺愛一『少年審判手続きの諸問題』(司法研修所 1954)45頁。

6 団藤重光他『少年法』(有斐閣 1958)29頁。

る。そして、家裁の司法機能とは、少年保護に非行を必要とし、この非行に関する判断にあたっては、構成要件該当の事実を認定しこれを法律の規定に照らして行うものであり、自由裁量の余地がないという意味において司法的性質を有するとする。少年保護に非行を必要とする理由としては、犯罪的危険性の徴表たる意義よりも、非行によってのみ犯罪的危険性を認めるという消極的作用を営むということがあげられている。この司法機能が発揮される非行に関する判断を行う段階においては、刑事訴訟法との近似性が認められるとする。更に、前述したように犯罪的危険性の徴表として非行をとらえるのではないゆえに、非行と犯罪的危険性の軽重は一致しないことが確認されている⁷。この様に、ケースワーク機能を重視しつつも、少年に対する人権保障を担うものとしての司法機能の重要性を指摘する立場が明示されている。

他方、森田宗一裁判官は1950年の段階で、すでに、少年保護審判の果たす司法的役割としての、「社会の福祉を護る」ものとの認識を示している⁸。1953年の『実務少年法』においても少年法が、少年の健全育成を期するとともに、併せて一般社会を少年の犯罪から防護せんとするものであるとの指摘が確認できる⁹。但し、森田は、1959年の「少年法の基本問題」¹⁰において、少年非行およびその対策についての2つの立場を紹介している。一つは、「少年をどこまでも保護、教育の対象と考え、心理的家庭的社会的悪条件の中で苦悩し非行に陥った少年をよく理解し、その健全育成のために万全の方策をとろうとするもの」という。もう一つは、「社会防衛的な見地から少年非行を取締り、これに対する対策を強化しようとする立場」と説明する。それぞれの立場に立った論考を題材としつつ、森田自身は、「社会福祉や教育との結合なくしては、青少

7 団藤・前掲注(6)32-33頁。

8 森田宗一「少年保護事件における調査審判の理論と実際」司法研究報告書4巻4号(1950)27頁。同27-29頁においても、謀殺を行った少年に対し、「人道的評価とともに社会的評価は、かなり厳しいものがあるべき筈である」とし、行為の重大性もまた考慮要素とならざるを得ない様子が描かれている。

9 豊田晃編著『実務少年法』(春日書院 1953)2頁。

10 森田宗一「少年法の基本問題」家庭裁判所月報11巻8号(1959)1-6頁。

年問題対策は期し得ない」という。

全国少年係裁判官会同においては、1959年¹¹から、家裁がその司法機能として社会公共の安全の維持を担うことが指摘されている。他方で、家裁における機関連携については、家庭裁判所創設10周年に当たるこの年には、最高裁判所長官田中耕太郎から、家裁は、ケースワーク機能を適宜施すことが必要であり、そのためには、関係機関との密接な連絡を保持する必要がある旨述べられていることが確認できる¹²。しかし、広島高等裁判所長官の近藤綸二は、この10年間、少年裁判所の内部において、司法機能とケースワーク機能との対立、及び、法律家とソーシャルワーカーのものの考え方の相違からくる対立がくすぶり続けていると指摘している¹³。その後、1960年¹⁴、1965年¹⁵、1968年¹⁶、1969年¹⁷の同会同においても、家裁は社会防衛的見地から司法機能を担っていることが指摘されるに至る。

現在の実務的理解¹⁸においても、司法機能の実体面に社会防衛機能を、手続き面には適正手続き機能を認めている。他方、福祉機能は、少年審判手続きの全過程を通じて、最も適した教育的、保護的、福祉的措置により、少年の非行

11 最高裁判所事務総局家庭局「昭和三十四年十一月開催 全国少年係裁判官会同協議録」家庭裁判資料第66号（1960）5頁。

12 田中耕太郎「家庭裁判所創設10周年を迎えて」家庭裁判所月報11巻1号（1959）2頁。

13 近藤綸二「少年裁判所の一つの悩み——一九五四年米国少年専門裁判所基準を通して——」家庭裁判所月報11巻1号（1959）3-4頁。

14 家庭裁判所事務総局「昭和三十五年十一月開催 少年係裁判官会同協議録」家庭裁判資料68号（1961）4-5頁。

15 「昭和40年3月開催 少年係裁判官会同概要」家庭裁判所月報17巻12号（1965）7-8頁。

16 「昭和43年3月開催 少年係裁判官会同協議概要」家庭裁判所月報20巻11号（1968）6-7頁。

17 「昭和44年3月開催 少年係裁判官会同概要」家庭裁判所月報21巻11号（1969）5頁。

18 矢口洪一「家庭裁判所の30周年を迎えて」家庭裁判所月報31巻9号（1979）8-9頁、裁判所職員総合研修所監修『少年法実務講義案（三訂補訂版）』（司法協会 2018）21-25頁、裁判所職員総合研修所監修『少年法入門（七訂第二補訂版）』（司法協会 2018）17-20頁。

性を除去して円滑に社会復帰を図ることと説明されている。両者の関係については、軽微な事件に関しては、福祉機能がはかられた結果、社会防衛機能がはかられることが認められている。その反面、重大事件においては、矯正可能性があっても罪質、情状によっては検察官送致決定をすべきであるとし、そのような形で司法機能と福祉機能の秩序ある調和ははかれるとされている。

ケースワーク機能を担っている調査官については、昭和30年6月3日付け最高裁判所総務第三二九号事務総長依命通達により、首席又は主任調査官による指導監督のあり方が規定されたとされる。指導監督そのものは、調査官の専門性及び技術の向上を目的としたものであるが、昭和40年代に入り、指導監督のあり方が、会同における議論の中心となってくる¹⁹。

この様に、昭和40年代は、家裁のケースワーク機能及び他機関との連携に関する議論から一時遠のくことになる。再び、家裁における他機関との連携に注目が集まるのは、昭和52年5月25日法務省矯教第1154号矯正局長依命通達²⁰により、少年院運営の新方針が打ちだされたこと及び昭和52年3月25日法務省保護第125号保護局長通達²¹によりいわゆる交通短期保護観察の実施が開始されたことに端を発する。これらの新たな方針に基づく運用の中で、家裁と執行機関との連携につき新たな問題が生じるとの認識から、家裁と他機関との連携の問題が再び焦点化することになる²²。1978年の首席家庭裁判所調査官会同²³でも、同年度に少年院運営の新方針が打ち出された関係で、少年院及び

19 家庭局「昭和44年12月開催 首席家庭裁判所調査官会同概要」家庭裁判所月報23巻2号(1971)13-23頁、家庭局「昭和48年10月開催 首席家庭裁判所調査官会同概要」家庭裁判所月報26巻5号(1974)1-72頁。

20 最高裁判所事務総局「保護処分関係実務提要」家庭裁判資料110号(1978)688頁以降。

21 最高裁判所事務総局・前掲注(20)236頁以降。

22 最高裁判所事務総局・前掲注(20)819頁以降、和歌山家庭裁判所「和歌山家庭裁判所における決定機関と執行機関との連携について」家庭裁判所月報30巻8号(1978)112-144頁、松山家庭裁判所「いわゆる交通短期保護観察の運用に伴う家庭裁判所と保護観察所との連携について」家庭裁判所月報30巻8号(1978)145-178頁。

23 家庭局「昭和52年12月 首席家庭裁判所調査官会同概要」家庭裁判所月報30巻6号(1978)7-8頁。

保護観察所と家裁の調査官との連携強化に一層の改善を加え、「保護処分制度運用の円滑を期する必要がある」ことが改めて確認されている²⁴。この新制度は、「従来、ともすれば少年保護関係機関にあった自己完結的、完全主義的傾向を排し、統一的な理念の下で有機的に少年の処遇を行うべく、保護関係機関の連絡協調を図る気運が醸成されている」²⁵結果とみることができる。

2 実務における課題克服の試み

当該通達をきっかけとして改めて家裁における他機関との連携が紹介され始めている。その内容を概観してみる。

2-1 連携の現状（実務における実践）

では、家裁において行われている連携の現状はどのようになっているのか。ここでは、連携のパターンとして、情報に関する連携と行動連携の2つに整理してみる²⁶。

まず、情報に関する連携については、個別具体的なケースにおける情報の共有、技術やノウハウ、資源等の共有といった各機関が持つ資源の共有、及び、各機関に関する情報の共有という3つのパターンがある。もちろんこれらは、相互に関連しており、相互の機能を果たしている場合も多い。個別具体的なケースにおける情報の共有としては、少年法16条による照会²⁷、ケースカン

24 但し、この点につき、協議事項としては取り上げられていない。

25 北野俊光「合同報告 少年審判の教育的機能と当面する諸問題」『あるべき裁判をもとめて 裁判官懇話会報告(2)』（判例時報社 1982）239-240頁。

26 棚村政行「第5章 家庭裁判所から見た他機関連携の仕組みの分析・提言」石川正興編著『子どもを犯罪から守るための多機関連携の現状と課題』（成文堂 2013）180頁では、連携の段階及び必要性について、情報伝達のレベル、進行管理的な協力レベル、事件処理に関する協議のレベル、総合的な協力のレベルという4つの段階に分けられると指摘されている。

27 内田利広＝樋口肇「生徒指導における関係機関との連携のあり方【その一】」京都教育大学教育実践研究紀要5号（2005）171-176頁、山口家庭裁判所調査官有志「より良い連携を求めて」非行問題203号（1997）47頁、大阪家庭裁判所「少年保護事件に

ファレンスの開催²⁸、調査官との面談²⁹、審判の出席³⁰、個別の記録のやり取り³¹が挙げられている。二つ目の各機関が持つ資源の共有としては、少年審判規則38条に定められる動向視察のほか、事例検討を行う研究や研修会の開催³²、人事交流³³が行われている。三つ目の各機関に関する情報の共有は、連携会議や合同会議³⁴の開催により実現されている。

-
- における関係機関との連携に在り方について(1) 家庭裁判所月報 44 巻 8 号 (1992) 90-91 頁、108 頁。
- 28 宇都宮家庭裁判所「少年保護事件における関係機関との連携の在り方について(3) 家庭裁判所月報 44 巻 10 号 (1992) 111 頁、石川健次「少年院、少年鑑別所と関係機関との連携」罪と罰 37 巻 4 号 (2000) 14-15 頁、小俣敏生「決定機関の立場から見た非行少年の処遇における関係機関との連携—実務の現状と提言—」罪と罰 37 巻 4 号 (2000) 37 頁、38 頁、41 頁、和歌山家裁・前掲注(22) 121 頁、124-125 頁、大阪家裁・前掲注(27) 128-137 頁、浦和家裁・前掲注(1) 156-158 頁、須藤明=宮崎聡「家庭裁判所における少年調査の現状と課題」犯罪と非行 152 号 (2007) 45 頁、久保勉「少年鑑別所と関係機関等との連携について」犯罪と非行 152 号 (2007) 48-49 頁、石岡一郎「家庭裁判所と社会福祉～福祉的援助の実情と福祉機関との連携～」犯罪と非行 167 号 (2011) 69 頁、柏原啓志=古川輝「大阪家庭裁判所と大阪少年鑑別所との新たな連携・協働～在宅試験観察の充実に向けて」刑政 128 巻 10 号 (2017) 32 頁以降。
 - 29 内田=樋口・前掲注(27) 175 頁、山口家裁・前掲注(27) 45 頁、大阪家裁・前掲注(27) 90 頁、107-108 頁、佐賀家庭裁判所「少年事件における家裁と教護院との連携について」家庭裁判所月報 47 巻 11 号 (1995) 117 頁以降。
 - 30 内田=樋口・前掲注(27) 175 頁、大阪家庭裁判所・前掲注(27) 89-90 頁、94 頁、最高裁判所事務総局・前掲注(20) 868-872 頁、浦和家裁・前掲注(1) 159 頁。
 - 31 中村秀郷「保護観察処遇における家庭裁判所、少年鑑別所、少年院との連携に関する一考察」家庭の法と裁判 20 号 (2019) 103 頁、久保貴「少年に対する保護観察処遇の現状と課題—処遇機関の連携をめぐって—」犯罪と非行 152 号 (2007) 107-108 頁、村松励「少年非行の複雑化に対応した連携の必要性」罪と罰 37 巻 4 号 (2000) 9 頁、須藤=宮崎・前掲注(28) 37-38 頁、小俣・前掲注(28) 36 頁、41 頁、43 頁、山口家裁・前掲注(27) 45 頁、大阪家裁・前掲注(27) 89 頁、109-110 頁、内田=樋口【その三】・前掲注(27) 194-195 頁、和歌山家裁・前掲注(22) 120 頁、123 頁、最高裁判所事務総局・前掲注(20) 868-875 頁、浦和家裁・前掲注(1) 154-156 頁。
 - 32 村松・前掲注(31) 9 頁、佐賀家裁・前掲注(29) 118 頁以降、石岡・前掲注(28) 69 頁、71 頁、内田=樋口【その三】・前掲注(27) 196 頁、山口家裁・前掲注(27) 42 頁。
 - 33 宇戸午朗「少年鑑別所とも連携を強化したい」更生保護と犯罪予防 97 号 (1990) 105 頁以下。
 - 34 大阪家裁・前掲注(27) 83-84 頁において、全国的な連携協議会の取組が紹介されている。そのほか、久保貴・前掲注(31) 10 頁、石岡・前掲注(28) 61 頁、久保勉・前掲注

このうち、一つ目の具体的なケースにおける情報共有として特に、家裁実務が重視しているのが、記録等の詳細な情報の照会や貸出及びケースカンファレンスの実施である。個別のケースに関する情報の共有として、処遇機関へ速やかに社会記録が送付もしくは貸し出されるよう取り組まれている。他方、児童相談所等福祉機関が、家裁送致前に関与している場合に児童福祉機関の有する情報、及び、学校の持つ詳細な情報を家裁側も積極的に入手している。特に、少年の個別記録については、少年審判規則第37条及び第37条の2に規定されている³⁵。加えて、保護処分段階での、保護観察の成績報告及び少年院での成績状況や仮退院状況等についての報告も実施されていることが確認できる³⁶。これは、処遇の一貫性の充実³⁷及び決定機関から処遇機関への円滑な「バトンタッチ」³⁸を目的としたものである。

ケースカンファレンスは、処遇選択のうえで、特に重要となると説明されている。例えば、実際に家裁調査官が鑑別所に出向いた際に、直接鑑別所の技官とケースカンファレンスが行われている。「少年にとって最も大切なことは何かという視点を共有し、それぞれの関係者の立場や役割からできることを実現していける」³⁹ように、専門的な助言を、それぞれの立場から行うことにその意義が見いだされている。具体的には、ケースカンファレンスにおいて、関係する処遇機関と家裁との相互認識のすり合わせ、及び、処遇方針についての協議などが行われている。ケースカンファレンスの効果として、家裁と処遇機関との意見の一致点と相違点を浮き彫りにし、確認しあうことで、一層相互の理解が

(28) 52 頁、大阪家裁・前掲注(27) 83-84 頁、118-119 頁、内田=樋口【その三】・前掲注(27) 195-196 頁、和歌山家裁・前掲注(22) 124 頁。

35 少年調査記録の取り扱いの変遷については、最高裁判所事務総局・前掲注(20) 903-926 頁に詳しい。

36 最高裁判所事務総局・前掲注(20) 926-944 頁。

37 例えば、小俣・前掲注(28) 130 頁、和歌山家裁・前掲注(22) 130-131 頁、須藤=宮崎・前掲注(28) 38 頁。

38 小俣・前掲注(28) 130-131 頁。

39 柏原=古川・前掲注(28) 41 頁。

進み、有益な連携、協力関係が築かれていくことが指摘されている⁴⁰。カンファレンスを行う以上は、相手の立場への基本的な理解を要するからである⁴¹。連携先となる機関の機能や機構、ニーズを理解し、期待できることとそうでないこと、また、それぞれの役割分担について意識することは、連携の前提となる。このような意識が欠けたまま、連携を進めようとする、かえって相互不信となり連携を阻害する要因となる⁴²。さらに、何よりも、連携を行いたいと思ひ、その為の検討を始めることそのものが、連携先との最初の接点となり、相互理解の促進につながった⁴³とする記述も注目に値する。このような実務における、連携に対するニーズが、相互理解を促進させ、連携を円滑にするという循環を生み出していることがみてとれる。

これらの具体的なケースの情報とは別に、アセスメントや処遇上の有効な理論や技法、そのほかにも、児童福祉機関が有する社会資源等について共有していくための情報の交換が行われている。また、保護観察処分が決定した者への説示を裁判所が行うことも、処遇へのスムーズなバトンタッチを行う上での連携と考えられている⁴⁴。

さらに、大きな枠組みとして、関係機関との協議会や合同会議等において、事前に関係機関の業務内容や専門職としての観点を把握しておくことで、スムーズな連携が可能となる。児童相談所との協議会については、平成2年3月5日児発第133号「児童相談所運営指針」（平成19年1月23日付け雇児発0123002号「児童相談所運営指針等の改正について」により一部改正）⁴⁵により、「児童相談所は、家庭裁判所と定期的に連絡会議を行う等常に十分な連携を図る。また、その他児童相談所の業務に関し必要な協力を求める」といった

40 宇都宮家裁・前掲注(28)113頁。

41 例えば、宇都宮家裁・前掲注(28)113頁。

42 浦和家裁・前掲注(1)168頁、157-158頁、佐賀家裁・前掲注(29)170-171頁。

43 浦和家裁・前掲注(1)168頁、173頁。

44 最高裁判所事務総局・前掲注(20)860-868頁。

45 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/>：2019年12月4日

規定を根拠に行われている。

第二の連携の形態として、行動連携がある⁴⁶。在宅試験観察の際に、児童相談所と家裁が協働して関与する事例⁴⁷、教護院入所中の児童に対し試験観察を行った場合の教護院、児童相談所及び家裁が連携した事例⁴⁸、試験観察と保護観察が競合している場合の家裁と保護観察所との協働の事例⁴⁹、家裁が不処分に付した場合に、その後、児童相談所に継続的に関与してもらうよう働きかけがなされた事例⁵⁰が紹介されている。社会資源との連携として、保護的措置、試験観察（補導委託）における民間との協働⁵¹についても紹介されている。その他、大阪家裁と大阪少年鑑別所で行われている在宅試験観察における特殊な取組みとして、試験観察上の参考事項を鑑別所から家裁に通知すること、保護者への心理テストの実施及びその説明を鑑別所が行うこと等が行われている⁵²。

以上の様に、実務においては、多くの連携が試みられている。1992年の浦和家裁での研究においては、連携のために必要なこととして、第一に児童相談所及び児童福祉の機能をよく知ること、第二に日常的な接触を持つこと、第三に少年保護関係機関との協議会を開催すること、第四にケース研究会の開催、第五に研修への参加が挙げられている。これらは、連携が円滑に行われるためにはまず、相手の機関を理解するところから始まるという意識に基づいている⁵³。

46 浦和家庭裁判所・前掲注(1)164-165頁、藤岡洋子「家庭裁判所における発達障害一のような連携が望まれるのか―」発達障害研究34巻(2012)155-156頁。

47 浦和家裁・前掲注(1)164-165頁。

48 佐賀家裁・前掲注(29)117頁以降。

49 須藤＝宮崎・前掲注(28)42頁。

50 石岡・前掲注(28)68頁。

51 石岡・前掲注(26)60頁、66-67頁、須藤＝宮崎・前掲注(28)36-37頁。

52 柏原＝古川・前掲注(28)32頁以降。

53 浦和家裁・前掲注(1)168-173頁。

2-2 連携が求められる文脈

保護観察における連携に関し古田は、1960年代後半以下のような文脈において連携が意識されるようになってきたと分析している⁵⁴。それは、ソーシャルワークの技法として、環境調整及び関係機関との連携を重視したケースマネジメント（ケアマネジメント）⁵⁵が注目されるに至ったこと、及び、心理学の分野においてはコミュニティ心理学に焦点があてられた結果であるとする。ケースマネジメントとは、複数のニーズを持つ「対象者のニーズとサービスの調整をして結び付け、対象者を取り巻く環境調整を図ろうとするもの」とするが、この様な技法や理論は、初期のケースワークと通じるものがあるとする。日本においては、福祉の分野でケースマネジメントが導入されたものの、保護観察においても、ケースマネジメントの基本要素である「①対象者、②社会資源、③ケースマネージャー、④実施過程」のいずれもが実践されてきたとする⁵⁶。そして、連携に必要とされる能力として古田は「気軽に関係機関と連絡をとるフットワーク、他機関の専門職と処遇協議ができるだけの知識とコミュニケーション能力、これらを基盤とした人脈開発能力」⁵⁷を挙げる。

上述した実際の連携においては、連携は次のような文脈において要請されてきた。上述の通り、1978年和歌山家裁における決定機関と執行機関との連携についての紹介は、少年院運営の新方針に基づく運用の開始及び交通短期保護観察の実施に伴う執行機関との連携に関し生じる新たな課題を検討するものである⁵⁸。その後、1990年代は、少年非行の変化、特に、低年齢化に伴い、児童

54 古田康輔「保護観察処遇における関係機関との連携について」更生保護と犯罪予防 143号（2004）142-144頁。

55 古田・前掲注（54）142頁によれば、ケースマネジメントという用語そのものが形成されたのは1970年代後期だということである。

56 服部朗「少年司法とラップアラウンド・プロセス」愛知学院大学論叢 51巻2号（2010）は、ケアマネジメントにつき詳細に検討し、ラップアラウンド・プロセスとの相違を明確にしている。

57 古田・前掲注（54）151頁。

58 和歌山家裁・前掲注（22）112頁以降。

相談所等の福祉機関との連携の必要性が説かれるようになってきている。また、連携の運用の活性化及び定着も目指されていることがうかがえる⁵⁹。

2000年代に入ると、少年及び社会の変化に応じた、よりよい少年司法制度の構築という観点から連携という手法が考えられていることがうかがえる⁶⁰。特に、これまでの処遇機関への円滑なバトンタッチといった家裁と処遇実施主体との直線的な連携から、空間的及び時間的広がりの中で、少年の処遇を実現していくという観点から連携のあり方を問うものも出てきている⁶¹。その中には、家裁の目標として「地域における家庭と少年問題に関する拠点としての機能を重視する」ことが掲げられており、地域の中で少年を保護し、援助することができるような働きかけのために連携が必要であるとの認識が示されている。

連携の目的としては、決定機関と執行機関との連携に基づく処遇の一貫性と充実に対する配慮⁶²、決定機関から処遇機関への「スムーズなバトンタッチ」⁶³、少年の健全育成という目的達成⁶⁴「審判に十分な資料を提供し処遇選択に適性を期する」⁶⁵、といった従来から指摘されてきたものがあげられている。

2-3 連携における課題

ただし、これらの連携はあくまでも各裁判所における個別の取組みであるという限界を有している。1975年の段階での家裁と鑑別所とのケースカンファ

59 佐賀家裁・前掲注(29)119頁、大阪家裁・前掲注(27)73頁以降、山口家裁・前掲注(27)40頁以降、浦和家裁・前掲注(1)111頁以降。

60 須藤＝宮崎・前掲注(28)45頁、石岡・前掲注(28)59頁、柏原＝古川・前掲注(28)32頁以降。

61 石岡・前掲注(28)66頁。時間的関わりという意味でも、時間的な継続性の中で少年とかわっていく切れ目のない援助の必要性から連携を要請している(石岡67頁)。

62 小俣・前掲注(28)36頁、41頁、和歌山家裁・前掲注(22)114頁。

63 小俣・前掲注(28)36頁、41頁、最高裁判所事務総局・前掲注(20)842頁、846-925頁。

64 山口家裁・前掲注(27)49頁、和歌山家裁・前掲注(22)115頁。

65 小俣・前掲注(28)36頁。

レンスについて「このようないわゆるケースカンファレンスは、現在のところ家庭裁判所調査官と少年鑑別所技官の個人的な親しさによって、そのひん度や深さにばらつきがあるようである」⁶⁶との指摘にみられるように、すべての家裁において、必ずしも、これらの連携が円滑に機能し定着しているとは言い難い⁶⁷。社会的情勢や制度の変化等、必要に応じて、局所的に連携の機運が高まるものの、時間の経過及び人員の配置変更を経て連携が継続していかない状況が指摘されている⁶⁸。このような事態が、お互いの業務や立場について理解の不足をよび、意見交換を率直に行えない現状を生み出している⁶⁹との指摘も見られる。以下、その要因を概観してみる。

依拠する法令の相違

連携で起こる問題として、連携する機関のよってたつ法令が異なることが挙げられる。特に、家裁と児童福祉との連携における、少年法と児童福祉法の規定の整合性は大きな課題となっている⁷⁰。例えば、家裁が児童自立施設送致を決定する場合、少年法第18条もしくは第24条により行うことになる。しかし、児童福祉側は、いずれの根拠規定によって送致された場合でも、児童福祉法第27条1項3号に基づき、措置として児童自立支援施設に送致するため、保護者の引き取りにつき少年法と児童福祉法とに齟齬が生じるとされてきた⁷¹。また、保護者からの費用の徴収が可能か否かの違いも生じてくる⁷²。

66 最高裁判所事務総局・前掲注(20)831頁。

67 和歌山家裁・前掲注(22)124-125頁。

68 大阪家裁・前掲注(27)137-138頁、浦和家裁・前掲注(1)173頁。

69 石岡・前掲注(28)65頁。石橋昭良「連携による支援を考える～関係機関との連携～」月間生徒指導2018年2月号(2018)42-43頁。

70 山口家裁・前掲注(27)49頁。

71 山口家裁・前掲注(27)42-43頁、尾崎孝之他「少年保護事件における関係機関との連携の在り方について(1)」家庭裁判所月報44巻8号(1992)79頁。但し、現在は、児童相談所運営指針において、少年法24条に基づき児童自立支援施設送致になった際には、親からの引き取りを拒否できるとされている。

72 最高裁判所事務総局「昭和三十二年十一月開催 全国少年係裁判官会同要録」家庭裁

また、少年法第24条に基づき教護院に送致されてくる少年には、抗告の権利がある。しかし、直接児童相談所から入所してくる児童と、抗告の関係上入所がまだ確定していない児童との共同生活は、寮生活の雰囲気に影響を与えることが懸念されている⁷³。その他にも、児童福祉機関は、常に、児童相談所による措置により各施設入所などが行われるため、施設と家裁との2者連携では不十分であり、児童相談所を含めた3者の連携が常に求められる等の準拠枠による違いが、相互理解を妨げているとの指摘もある⁷⁴。

このような法令の相違が、お互いの理解を妨げ、不信感をうみ、業務内容の解釈の誤解を招き⁷⁵、結果的に連携に影響してくる。

各機関の自己完結性

石岡は連携が進まない要因として、「これまで各機関が共同して少年の援助を行うことを目指すよりも、各機関が自己の役割をそれぞれ果たすことに力を入れていた面があったのではないか」との分析を示している⁷⁶。

このような自己完結性は、縦割り行政による不協和を生じさせることになり、更に、連携の阻害を助長することになっている⁷⁷。

観点のずれ

司法機関である家裁と処遇機関及び福祉機関との観点のずれも連携の阻害要因とされている⁷⁸。この観点のずれの原因としては、児童福祉機関や教育機関は地域的な特性を持っている一方で、家裁は司法機関として全国的な取扱いに

判資料 54号 (1958) 45-46頁。

73 大阪家裁・前掲注(27)104-105頁、和歌山家裁・前掲注(22)122頁。

74 山口家裁・前掲注(27)49頁

75 石橋・前掲注(69)43頁。

76 石岡・前掲注(28)65頁。

77 守屋克彦『少年の非行と教育』(勁草書房 1977)198頁、201頁、217頁、231頁。

78 兼頭吉一「司法と福祉」松尾浩也他編著『少年法その現状と課題』(大成出版1972)263頁。

不均一が生じないような配慮が必要とされるといった事情の違いがある⁷⁹。そのほか、相互の処遇理念の差異も指摘される⁸⁰。そのような地域特性や理念の差異が、相互理解の不足を助長する原因となっている。

この様な観点のずれは、家裁内部における、調査官と裁判官との間においてさえ生じていることが認められる。調査官と裁判官の間では、罪質に対する考慮の違いが生じ、結果的に、両者の間の意識上の不調和を招く結果となっていることが危惧されている⁸¹。

相互理解の不足

上記の事項は、各機関の相互理解の不足を招き、その結果連携の障害を生じさせている⁸²。

例えば、少年院からは、段階的処遇ではなく、少年の資質面の問題点に基づいた処遇選択を求める声がある。一方で、家裁からは非行を離れての要保護性の認定や非行予測が成り立たない以上段階的処遇にならざるを得ないといった形で相互理解の齟齬が生じていると指摘されている⁸³。

機関間の理解の齟齬は、例えば、自機関では処遇が困難であるがゆえに他機関への連携や協力を求めたいという場合に、連携を求められた機関側は、困難な事例を押し付けられているといった感情のもつれを生じさせてしまうことも

79 山口家裁・前掲注(27) 41 頁、浦和家裁・前掲注(1) 112-113 頁、澤登俊雄「調査結果の概要」松尾浩也他編著『少年法その現状と課題』(大成出版 1972) 284 頁は、家裁内部においても、規範的・価値的視点を重視する裁判官とそれになじまない調査官との観点のずれがあると指摘されている。

80 澤登・前掲注(79) 288 頁。

81 松尾浩也他編著『少年法その現状と課題』(大成出版 1972) 62-62 頁。

82 最高裁判所事務総局家庭局「昭和三十五年二月 全国首席家庭裁判所調査官会同要録」家庭裁判資料 67 号(1960年) 103 頁、最高裁判所事務総局「昭和三十一年十一月開催 全国少年係裁判官会同要録」家庭裁判資料 49 号(1957) 67-68 頁、内田=樋口・前掲注(27) 175 頁、和歌山家裁・前掲注(22) 125-129 頁、140-141 頁。

83 最高裁判所事務総局・前掲注(20) 845 頁。

危惧されている。結果、良好な関係が築けないという弊害を生じさせる⁸⁴。あるいは、各制度に対する使い勝手が異なっていることに気づかず、せつかく連携のきっかけとなる制度の利用が進まないという結果にもつながっている⁸⁵。

資源不足

上記のような連携阻害要因を払拭し、運用による連携の促進が提案されているものの、現行少年法の運用開始当初より、連携を行うだけの十分な資源が、相互に不足している事態が、さらに連携の阻害要因となっていることが指摘されてきた⁸⁶。従来から、少年院および少年鑑別所機構における物的人的資源の充実が要望されている⁸⁷。補導委託及び保護観察に関しても資源の不足が顕著である⁸⁸。また、予算不足により、少年審判規則 38 条が活用されていない状況も述べられている⁸⁹。

そのような状況は続いており、例えば、1960 年に開催された全国首席家庭裁判所調査官会同では⁹⁰、「審判不開始ならびに不処分決定の少年に対する予後の万全を期すため、社会資源を活用したいが、これ等との連絡会合を開くについて各庁の実情を承りたい」との項目に対し、「現在の関係機関との連絡につきましては、各庁ともほとんど動きが取れない状態にあるのが実情」であるとの回答がなされている。同会同では、保護観察所、児童相談所、学校においても、余力がなく、少年の予後につき適切な対応がとれていない旨指摘されてい

84 内田＝樋口【その三】・前掲注(27)194-195頁等参照。

85 和歌山家裁・前掲注(22)129-130頁。

86 全国少年係裁判官会同編『昭和二十八年九月開催 全国少年係裁判官会同要録』(最高裁判所事務総局 1953)115-116頁。

87 最高裁判所事務総局家庭局「昭和二十五年十月開催 全国少年係裁判官会同協議録」家庭裁判資料第16号(1951)190-196頁。

88 全国少年係裁判官会同編『昭和29年10月開催 全国少年係裁判官会同要録』(最高裁判所事務総局 1955)87-88頁、家庭裁判所事務総局「昭和三十年十一月開催 全国少年係裁判官会同」家庭裁判資料43号(1956)82頁。

89 昭和三十年会同・前掲注(88)156頁。

90 昭和三十五年首席調査官会同・前掲注(82)100頁以降。

る。更に、これ等の機関の代わりとして BBS 活動を新たな資源として保護的措置に活用することが期待されている。

現状でも、児童福祉をはじめ、各処遇機関の人手不足についての指摘が散見され⁹¹、連携の阻害要因となっていると考えることができる。

裁判所の性質

さらに、運用による連携の阻害要因として家裁の特徴も指摘されている。

第一に、家裁の性質として中立性が求められるところに、連携が進まない要因があるとする⁹²。家裁は、審判を行うための中立性を確保する必要がある。そのため「連携機関より」にならぬよう、日常的な連携が回避され、事件毎に個別的に家裁と関係機関との連携が行われるにすぎない。したがって、連携の機会及び時間が乏しく、連携先の機関と家裁の意思疎通が円滑に進んでいない様子が認められる⁹³。

第二に、人事異動についてである。短い期間で移動が行われる関係機関ほど、信頼関係をもとにした連携を行うことが困難である⁹⁴。その点、家裁の裁判官及び調査官もおよそ数年おきに全国移動していくため、地域の関係機関や社会資源とのつながりを保つことが困難となる。

第三に、裁判官の専門性の問題がある。裁判官の処遇決定に対する批判点として、「裁判官の経験科学的理解の不足」が挙げられている⁹⁵。

2-4 小括

ここまで見てきたように、昭和 50 年代以降の家裁における連携や協働と

91 澤登・前掲注(79) 277 頁、280 頁、内田＝樋口【その三】・前掲注(27) 194 頁、和歌山家裁・前掲注(22) 118-119 頁。

92 石岡・前掲注(28) 65 頁。児童虐待等の事例における児相と家裁との連携においても同様の課題が指摘されている。棚村・前掲注(26) 166 頁、188 頁。

93 内田＝樋口【その三】・前掲注(27) 174-175 頁。

94 昭和三十一年会同・前掲注(82) 68-69 頁、内田＝樋口【その三】・前掲注(27) 194 頁。

95 松尾浩也・前掲注(81) 74 頁。

いったものが、特に、少年の処遇の充実や一貫性の確保、及び、少年保護の実現といった文脈から要請されていることを確認しておく必要がある。看見の限りでは、家裁における他機関との連携は、画一的迅速な処理や監視の強化といった観点からではなく、あくまでも、保護の充実や一貫性というケースワーク機能の実現手段として用いられているとみることができる。

そして、既述の各連携の実現により、従来指摘されてきた課題の幾つは解決に向かっている（く）と考えられる。まず、機関相互の理解不足については、個別具体的なケースに対するケースカンファレンスが積極化することで解決が可能となるように思われる。ケースカンファレンスを通じて、相互の認識の共通点及び相違点が明らかとなるからである。さらに、自機関と相手機関との役割分担などをカンファレンスにおいて検討する際には、相手機関のことを知悉しておく必要があるという要請が働くからである。また、ケース研究会や研修、及び、連絡協議会等の会合を通じて、各機関の機構や準拠する法令等の相違を確認しあい、相互理解を深める努力が続けられている。加えて、連携のあり方を検討することそのものが、他機関への理解の促進につながっている。

いわゆるセクショナリズムに基づく、機関間の断絶については、処遇の一貫性を充実させるという要請がその解消に寄与している。また、少年非行の複雑化により、自機関のみでの対応が困難であるという状況が、その解消を後押ししていると言える。そのための連携として、社会記録の貸出や送付などを通じて、少年の情報の流通を改善し、試験観察と保護観察との協働処遇、教護院と連携した試験観察の実施、家裁の調査官面接と鑑別所の観護処遇との協働などにみられるような、各機関間での行動連携も行われている。

法規定のずれに関しては、上記各取組みが、少年院法の改正や児童相談所運営指針の改定などを契機に行われていることに鑑みるならば、連携の取組みそのものが、法規定のずれを解消しようとする試みであるとみられることもできる。

この様に見ていくと、家裁における連携を定着させていく上で残された課題は、第一に資源の不足、第二に人事異動、第三に裁判官の専門性、第四に社会

防衛を含む司法機能とケースワーク機能との関係ということになる。資源の不足については、特に、虐待事例の対応に手を取られている児童相談所との連携を念頭に置く際には重要な事項となる。また、資源の不足が、ケースワーク機能の充足を困難にしているとの指摘⁹⁶には注意を向ける必要がある。

人事異動に関しては、マニュアル作りなどを通じた、連携の制度化を試みる家裁の姿勢がみてとれる。家裁月報等を通じて、各機関の連携の取組みを体系立てて紹介する試みがなされている。そして、この取組み紹介の意図として、連携のためのマニュアルとして役立ててもらおうということが述べられている⁹⁷。また、個人としてではなく組織として連携することで、様々な情報やノウハウを蓄積していこうとする姿勢もある⁹⁸。しかし、これらの取組の効果は十分とは言えず、この後にみる先行研究からの指摘もあるように、人事異動により、各機関や社会資源とのつながりがいったん途絶えてしまうことが危惧されるのである。

裁判官の専門性と家裁の司法機能への配慮は、連動した問題とみることができ。日本の裁判所制度の下では、少年事件を専門とする裁判官という位置づけは想定されていない。だからこそ、専門家である調査官が配置されている。しかし、家裁の社会防衛機能を含めた司法機能を強調する文脈においては、裁判官は専ら司法機能を担う立場に位置付けられている。他方、ケースワーク機能は、ともすると調査官が担っていると考えられる。そこで、処分決定権限を持つ裁判官も連携や協働といった視点を持てるか否かが問題となる。仮に、裁判官が社会防衛的見地からの処分及び処遇決定に重きを置いてしまうならば、調査官の行う連携の意義が無に帰してしまう可能性すら生じる。そのような事態は、結果的に、連携を後退させていくことになる。

さらに、裁判所実務においては、軽微な事件に関しては、福祉機能がはから

96 澤登・前掲注(79)280頁。

97 佐賀家裁・前掲注(29)118-119頁、宇都宮家裁・前掲注(1)108頁。

98 山口家裁・前掲注(27)42頁。

れた結果、社会防衛機能がはかられることが認められている反面、重大事件においては、矯正可能性があっても罪質、情状によっては検察官送致決定すべきであるとの指摘があることは見逃せない。重大事件についてこそ、少年の抱える課題は複雑かつ大きいことが予想され、そのような少年にこそ、連携による多角的な支援が必要となるはずである。しかし、家裁が社会防衛を優先させることになれば、連携による支援は重大事案の少年には届かなくなる。

この様な残された課題に対して、先行研究はいかなる提案を行っているのか⁹⁹。

3 先行研究

家裁創設当初から課題として指摘されている機関間相互の理解不足を克服するために、最高裁判所事務総局家庭局第三課長であった内藤は、関係機関の共同での事例検討を行い、保護の方針を決定すること及び、各自の掌握分野においてこの方針を忠実に実践することを挙げている。そのために、家裁は、主要な保護機関である少年鑑別所、保護観察所、少年院等の意見を聞き、家裁の保護方針決定に反映させることが最も实际的であるとする¹⁰⁰。そして、各関係機関が審理に参加し意見を述べ合うために、刑事訴訟法における口頭弁論主義の形式的特徴を応用することを提案している¹⁰¹。そのための審判前の協議の場としてのプレ・トライアル・コンファレンスの実施を提案している¹⁰²。その法的根拠として少年審判規則第26条を挙げている。

所一彦は、処遇機関から処遇選定機関へのフィードバックがないために、処遇機関への不信を生み、処遇選定機関が自ら処遇を行うことが増えているとい

99 少年司法における機関間連携の先行研究をまとめたものとして岡田行雄「少年司法における諸機関連携の在り方についての序論的考察(一)」熊本法学 136号(2016)123-135頁がある。

100 内藤文質「少年審判の本質と方法-プレ・トライアル・コンファレンスの提唱-」刑法雑誌 3巻4号(1953)498頁、499頁脚注(2)。

101 内藤・前掲注(100)500-501頁。

102 内藤・前掲注(100)503-04頁。

う課題を指摘している。そこで、ケース・カンファレンス方式の有効性を指摘している¹⁰³。この実践は、すでに、実務において定着しつつあるようにも思われる。興味深いのは、協業と分業を円滑及び効果的に行うためには、「上級機関からの統制を抑制し、地域単位の協定を促すことによって、現場レベルでの要求される分業と協業の体制をなるべく直接的に実現するのが望ましい」¹⁰⁴としている点である。なぜなら、それぞれの機関の役割の明定が役割の固定化をうみ、弾力性と発展性を失わせるからだとする¹⁰⁵。

澤登もケースカンファレンス方式の重要性を説く¹⁰⁶。処遇の円滑な流れのためには、調査結果の十分な引継ぎと処分執行の現実を認識したうえでの処分決定ということが必要不可欠である。そこで、まず、非行認定過程と処分決定手続きとを分けたうえで、両者の間に調査官による調査を行う。次に、調査官と執行機関の体表者（矯正・保護・福祉の各機関から1名ずつ）とが参加するカンファレンス方式の下で、裁判官が処分形式及び処遇内容を決定するシステムが必要となる。カンファレンス方式においては、処遇の流れの一貫性を実現する上、「処分決定の際に必要な種々の観点からのする処遇意見を総合すること」が可能となる。当該カンファレンスにおいて、処遇関係機関の外、付添人の参加、及び、カンファレンスは裁判官による主宰が提案されている。なお、検察官は、調査過程の主宰者でも処分執行過程の主宰者でもないため、カンファレンスのメンバー足りえないということも指摘されている¹⁰⁷。

澤登はカンファレンスという用語を使用しつつも、家裁を中心としつつ同時並行的に矯正分野、福祉分野、医療分野などの他分野の専門家が集合し、処遇や処分を決定する手続きを提案している点で、実務において行われてきた連携

103 所一彦「少年保護の課題」松尾浩也他編著『少年法その現状と課題』（大成出版 1972）270-272 頁。

104 所・前掲注(103) 269-270 頁。

105 所・同上。

106 澤登俊雄『犯罪者処遇制度論（上）—少年法制—』（大成出版社 1975）261-269 頁、276-277 頁。

107 澤登俊雄『少年非行と法的統制』（成文堂 1987）10-11 頁。

をさらに発展させた提案を行っている。また、提案の前提となっている調査は、1966年に発せられた少年法改正構想以降の政府提案に対する批判的視点を含んだものである。

守屋は少年の教育を重視する考え方にに基づき、少年審判規則第29条が少年の親族、教員等に審判への在席を許し、同規則第30条が保護者及び付添人、及び、処遇機関関係者等が審判廷において意見を述べることを許可していることに照らして考えるならば、「審問構造としての性質上、手続きの主宰者が裁判官であり、その指揮に従うことは当然として、少年の処遇に携わり、またはそれに関心を持つ人々を広く審判廷に出席させ、衆智を集めて少年が非行性を解消していく方法を探ることを可能にする手続きこそが、少年審判手続きの教育的機能を実現する」ための最良の方法であるとする¹⁰⁸。守屋は、少年処遇の理念を「少年の人格の尊厳を認め、さらに少年の生活の自立ないしは行動の自己決定を尊重するという思想に立脚」したケースワークの思想に求めつつ¹⁰⁹、そのような処遇理念の下では、地域社会内の教育との関連を保持しながら司法的処遇の形態を考えていく発想が妥当であるとする¹¹⁰。但し、具体的な少年の処遇決定に際しては、「家庭裁判所が手続の主宰者となりながら社会化された司法手続をとるべき」とする。その理由としては、行政機関が主宰者となるならば、「調和と円滑とを欠き、当該主宰機関の意見のみが強調されやすいという欠陥をもつ」からとする¹¹¹。守屋は「少年審判手続は、司法的な処遇が必要な少年と、一般教育で十分賄える少年とを、後者を実現するという志向のもとに選択していく過程である」とする。そして、憲法の要請に基づき家裁の処遇理念をケースワークの思想に立脚し、その実現には、多様な機関の意見を聴取するカンファレンス的な仕組みが家裁において必要であるとする点が守屋の提案の特徴と言える。

108 守屋・前掲注(77)242-243頁。

109 守屋・前掲注(77)189頁。

110 守屋・前掲注(77)343頁。

111 守屋・前掲注(77)302頁。

山口幸男は、社会問題の著しい激化という状況においては、ある種の紛争や問題に対し、裁判所が規範的解決と同時に、規範的解決を可能とするために、実体的解決・緩和をはかる機能をあわせて持たざるを得なくなってきたと指摘する。そのために、裁判官には規範的解決に当たり大きな裁量権限が与えられると同時に、実体的解決・緩和を促進するスタッフとの協働を進展させ、問題の解決を軸とした関係諸機関へのヘゲモニーを法の精神に沿って確立することが裁判所に期待されてきたとする¹¹²。この様な司法福祉の実践が、少年司法の場においても裁判官、家裁調査官、保護観察官、法務教官、法務技官、教護職員を始め、弁護士その他の多くの人の協働により展開されていることを指摘する¹¹³。ただし、司法福祉による問題解決・緩和に対し、司法自身が物的供給能力を全面的に持つわけではない。社会的障害の除去・緩和等による問題解決・緩和の措置は、調査や司法の直接的措置とともに、社会福祉、教育、医療などとの連携を通じて達成される。そのため、問題に即したこれら諸サービスの活用・結合政策を持たなければならないとする¹¹⁴。

山口が想定する諸サービスの活用・結合政策というものが具体的にどのようなものであるのかは明確にはされていないものの、司法の手にある対象者が、複合的ニーズを有していることを明らかにし、そのための実体的解決をも必要とすることを強調したことは、連携の必要性をさらに強めるものとなっているといえる。

東京弁護士会会員の古口は¹¹⁵、2001年の司法改革審議会意見書への見解を示すにあたり、家裁に期待される役割を考察している。それは、法的解決のみならず、積極的に家庭の問題を調整したり非行少年の立直りを支援するケースワーク機能を含みうるとする。そのために家裁は、調査官のみならず関係する

112 山口幸男『司法福祉論 増補版』（ミネルヴァ書房 2007）13-15頁。

113 山口・前掲注(112)100頁、162頁。

114 山口・前掲注(112)162頁。

115 古口章「家庭裁判所改革の課題 関係機関の連携とケースワーク機能充実のために」自由と正義2001年10月号(2001)67-68頁。

行政機関、医療機関、教育機関、地域ボランティアなどと連携する体制を整えるべきである。「そのような態勢のあり方を、利用者サイドの視点からつきつめていけば、家庭裁判所は裁判所の一機構というよりも、学校、医療施設、福祉施設、児童相談所、家庭裁判所、補導委託先、その他様々なボランティアなどあらゆる関係機関の連携により一つの仕組みとして確立した『家庭や子どもの人権に関するあらゆる問題のサポートシステム』（仮称）の一部を構成するものとなるべきであろう。そこでは、悩みを抱えた利用者がこのサポートシステムのどこかの窓口に行けば、その利用者の抱える問題に必要なすべての関係機関が連携して対応し適切な解決を模索することになる」という構想を示している。

子どもの問題を総合的に見ていく視点がイメージされており、総合的解決のためのシステムの構築という点においては、新たな視点を提起しているように思われる。特に、家裁との連携ということにこだわらず、家裁もまた一つの機関に過ぎないとする点に新規性がある。但し、そのようなシステムをどこがどのように主導し構築していくのかについてはまでは明らかとなっていない。

鮎川は、「機関の連携のためには、まずその推進を図り、次にそれを持続的に達成する存立構造が組織に備わっている必要がある」という。そのためには、法務省における処遇関係局には矯正や更生保護を熟知した者がその責任者になるシステムを提案する。「トップは、多機関との連携の重要性と可能性についても、自らの経験と血肉化された知見に基づいて判断することができ、さらに必要性を十分に認識して積極的かつ持続的に取り組んでいくことができる」¹¹⁶からである。更に、連携を促進しやすい立法という方策についても触れている。

このような組織全体にかかわる提案は、確かに、機関相互の理解の促進を図り、また、各機関の専門性や連携に即した人事異動等、大局的な視点から連携

116 鮎川潤「非行少年の処遇にかかわる機関の連携」犯罪と非行 152号（2007）24-25頁。

の制度化を可能にするであろう。ただし、立法的解決における具体的な提案は確認できない。

服部は、家裁における司法的機能及び福祉的機能を検討しつつ、中間答申以降、「人権保障機能としての司法的機能と、一般的な教育的つながりを持った教育的営みとしての福祉とは分断され、『福祉』はますます萎んで」と分析している¹¹⁷。更に、1997年の児童福祉法改正にみられるように「児童福祉の分野から非行問題への取組が次第に後退してきている」¹¹⁸とする。そのことにより、司法と福祉の二極分化が進んでおり、2004年の少年法改正がこの二極分化に拍車をかけることを危惧する¹¹⁹。しかし、「複合的なニーズを持つ少年とその家族に対し効果的な関りをするには、単独の専門機関または専門家による関りだけでは不十分であり、複数の専門機関および専門家がそれぞれ異なる視点や知識・技法を持ちながら協働して事に当たるのが効果的」¹²⁰であるとする。そのために、「家裁送致後における司法と福祉の協働」の必要性を説く。その一つの具体的な施策として、児童相談所で行われている職種間協働及び多職種チームアプローチの実践を紹介している。当該実践の根拠として、児童福祉法27条1項4号の児童相談所から家裁への送致については、児童相談所が少年や家族に継続的に関わっていくような解釈が示されている¹²¹。また、少年司法においても、システム横断的なサービスの提供の必要性をアメリカにおけるラップ・アラウンド方式との比較から指摘している。現在の日本において、このようなシステム横断的なサービスの提供は付添人弁護士が必要に駆られてその役割を果たしてはいるものの、理想的には、ケースマネージャーないしはケ

117 服部朗『少年法における司法福祉の展開』（成文堂 2006）1-55頁。

118 服部朗「少年司法と児童福祉 職種間協働の可能性」澤登俊雄＝高内寿夫他編著『少年法の理念』（現代人文社 2010）155頁。

119 服部（2006）・前掲注（117）184-2008頁。服部（2010）・前掲注（118）156-158頁、166頁。

120 服部（2010）・前掲注（118）163頁。

121 服部（2010）・前掲注（118）163-166頁。

アコーディネータの様な職種が新たに設けられることが望ましいとする¹²²。しかし、新たな職種が設けられるまでの当面の間は、「各専門機関および専門家がケースカンファレンスを行うなどして、全体的なプランの下で各々が担うべき役割を確認し、必要な関りをしていくこと」が複合的なニーズを持つ少年や家族に対応できる手段であるという¹²³。

服部の提案は、「縦割りとなった各専門機関のいわばレー方式」¹²⁴を解消する上で必要となる提案であり、また、運用のレベルで連携や協働をどのように実践していくのかという点で説得力を有している。現在、実務で行われているケースカンファレンスの実践をより充実強化させていくことを提案したものと言える。何よりも、家裁における福祉的機能の中に福祉や一般的教育とのつながりを求めるその実践として、家裁における福祉や教育との連携や協働等が考えられている点は、山口と共通であろう。さらに、各機関の人手不足や児童相談所の専門性の向上に関しては、カンファレンス等を通じてその打開策を図ることが念頭に置かれていると考えられる。

元警察政策研究センター教授である四方は、家裁や児童相談所を地域社会外の専門機関と位置付けたうえで、非行少年が地域社会に受け入れられる仕組みを作るためには、これ等の専門機関が一定の重要な役割を果たしつつも、地域社会内にある関係機関及びボランティアが中心となる「分権的な制度構築」が必要である旨指摘する¹²⁵。そのために警察の権限および活動を生かすことを提案している。具体的には、「地域の関係機関やボランティアが集まる少年サ

122 服部・前掲注(56)45-112頁。また、服部朗「少年司法の社会的基盤」『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀 [下巻]』(成文堂 2014)906頁は、家裁送致前の段階でのディヴァージョンについては、「家裁、警察、児相等の諸機関の協議に基づき、発見機関が個々のケースのニーズに応じて地域のサービスや資源をつなぐ『マッチング型』ないし『地域内サービス委託型』が適切であると提案する。

123 服部(2010)・前掲注(56)107-108頁。

124 服部(2010)・前掲注(56)107頁。

125 四方光「コミュニティ・ガバナンスの観点から見る少年法の課題」澤登俊雄=高内寿夫編著『少年法の理念』(現代人文社 2010)258-259頁。

ポートチームや、警察官 OB が学校における生徒指導を支援するスクールサポーターを通じて、警察が地域の連携機関やボランティアの連携の中核となることもありうる。但し、「地域社会における少年の立直り支援の現場において、警察が中心的役割を占めざるを得ない現状を好ましいとは思っていない」。むしろ、他の機関やボランティア活動による適切な協働が行われることを理想とするとする。

四方の指摘は、コミュニティにおける立直り支援を中心としており、それが、家裁や児童相談所といった国家機関、行政機関とどのように連携すべきかという視点を提供するものとして意義があろう。

家裁調査官である石岡は、少年を取り巻く環境の変化、及び、少年の社会復帰に向けた資源としての保護者の限界性を指摘し、各機関だけでは十分に対応できないケースに対する連携の必要性を説く¹²⁶。そのための一つとして地域のネットワークの活用を提案している。地域のネットワークを活用することで、第一に「……面の広がり度で少年の処遇を考える視点」が得られる。従来の捜査機関から家裁へ、家裁から処遇機関へという直線的な流れではなく空間的な広がりの中で少年の処遇を検討することが可能となる。第二に保護を要する少年に対する切れ目ない援助が可能となる。各法令の管轄する少年年齢及び可能な処遇を踏まえ、各機関が円滑に少年を受け渡していくことが必要である。家裁は、非行に関するケースで連携の中核的役割を果たすことになる。このように時間的に広がりをもって少年の処遇に当たることができる。この地域ネットワークのコーディネーターとして家裁が中心的役割を演じることが提案されている。このことは、家裁の中立性や公正性を損ねるものではないはずであると。この様なネットワークを活用し、例えば、教育的措置として多機関のプログラムに参加させることが可能となる。また、児童相談所との関係においては、不処分や審判不開始のケースについても、児童相談所の利用を促し、調査官と児童福祉士司がその後のフォローを共同して行っていくことで一層の効果

126 石岡・前掲注(28)66-71頁。

的な援助が期待できる。そのほか、調査段階での児童相談所のプログラムを早期に活用することも可能となる。児童相談所との連携を進展させ、児童相談所と家裁が協働して少年及び保護者への支援を提供する取り組みも検討すべきである。加えて、児童相談所との二者関係のみならず、より幅広い関係機関間での情報共有が必要である。そのためには、関係機関が定期的に合同で事例研究を行い、各機関に対する理解を深め、対策を考える必要がある。相互理解のためには、人的交流を促進する意味で多機関での実務体験の機会を増やすことも有効である。このような地域ネットワークの情報が共有できることで、少年や保護者に対して有用なサービスに関する情報を提供できるようになる。「理想を言えば、家庭裁判所がワンストップサービスを提供できるようになることを目指すべき」であると指摘されている。

石岡の指摘は、家裁における多機関連携の可能性をより高めるものとして意義のあるものと言える。もちろん他のシステムの可能性との比較検討を行った上での結論ではない点に限界がある。しかし、これまでは、守秘義務や公正性といった家裁の性質上連携の中心となることへの限界が指摘されてきたところ、家裁の調査官自らが、家裁が中心となるネットワークの実現を構想している点で、他の先行研究の指摘をより説得的なものとしている。但し、人事異動の多い調査官が地域ネットワークを構築できるのかという課題について踏み込まれてはいない。

棚村は、機関や組織の連携にはいくつかのモデルがあるとする¹²⁷。家裁や少年矯正が関与する連携については、機関や組織の独立性、公正中立性、画一性が強く求められるがゆえに、他機関との役割分担を明確にしたうえで、相互の尊重と理解を前提とした「独立型連携」にとどまらざるを得ないという。他方、警察、学校、児童福祉などは、家族や地域社会との連絡及び協力を行いながら、機動性、協調性、併存性、柔軟性のある「統合型連携」が可能となる。また、独立したそれぞれの機関が個別ケースごとにサポートチームを形成す

127 棚村・前掲注(26)177-190頁。

る、あるいは、重畳的な検討チームを立ち上げて取組みを行う「並存型連携」もありうる。いずれの連携によるのかは、「当該組織のあり方、歴史、文化、意識、県と市の地方レベル、国家機関か地方機関か」に依存する。そのうえで、家裁における連携の作動条件として、第一に、相互理解とコミュニケーションの促進、第二に、地域での子どもを守るネットワークの構築や形成、第三に、個別ケースをめぐる連携のための日頃のネットワーク、フットワーク、チームワークの形成、第四に、各種の制度や問題の全体像を見渡し、関係機関の情報や意見を集約することが可能なコーディネーターの存在の4つを挙げている。コーディネーターは、「トップダウン型で細かい指示を出して、関係機関を動かす」ものではなく、主となる問題を抱えた機関が中心となりつつも、「必要な関係機関の担当者に連絡をとり、個別のケース検討会議やミーティングを立ち上げ、相互に出向いて、問題点の析出、具体的な援助や支援ニーズの把握、問題解決のための社会的リソースの確認、担当者や連絡先の照会、援助や支援の計画の策定・実施、問題処理後の継続的なフォロー」を行うとする。

棚村によるコーディネーターの存在の指摘は、服部や岡田と通じるものがある。そして、地域性や社会状況に応じた多機関モデルがあることを指摘している点が特色と言える。

岡田は、発達障がいのある少年による事件等を受け、家裁においても多機関との連携が求められるようになってきたとする¹²⁸。そのために、まず、連携の上位規範を日本国憲法および子どもの権利条約に求める。そのうえで、連携は「少年の主体的な非行の克服という意味での成長発達に向けたもの」¹²⁹である必要があるとする。更に障がいの権利条約に基づき、社会障がいモデルに言うところの障がいのある少年に対する合理的配慮として連携が機能するべきことも指摘する¹³⁰。具体的な連携のあり方として、「上からの申し出を契機に」連携

128 岡田行雄編著『非行少年のためにつなごう！』（現代人文社 2016）153頁。

129 岡田・前掲注（128）186頁。

130 同上。

するのではなく、機関間の上下関係を排した「ヨコ型」の連携を提案する¹³¹。上からの連携では、財政がひっ迫している日本では時間短縮、手っ取り早い威嚇や監視につながる恐れがあることをその理由とする。また、上からの連携では、機関から機関へのバトンパスになり、結果的には、連携が阻害されることも懸念している¹³²。ヨコ型の連携の具体的なパターンとして弁護士付添人が連携の核となるケース会を提案している¹³³。当該ケース会は、民間レベルも含めた連携協議会の様なものが想定されている。福祉機関との連携等を考えた際には、裁判所の頻繁な人事異動を考慮する必要があるうえ、他の民間の担い手であるスクールカウンセラーや就労支援事業者機構等は関与できる場面が限られてくるということから、弁護士付添人を選択すべきことが述べられている¹³⁴。但し、弁護士を連携の核とする場合には、保護処分決定後になされる元付添人弁護士による成長発達に向けた連携の取組みにも報酬が確保できる仕組みが必要であること、スムーズな情報交換に向けた弁護士とその他の機関との信頼関係の構築が今後必要となってくることなどが課題としてあげられている¹³⁵。更に、連携の改善に向けた取組みを行う必要性にも付言されている¹³⁶。

岡田の提案は、少年の主体的な非行克服に向けられた連携であることを確認している点で服部と同様意義がある。また、家裁の人事異動に対する考慮を行っている点は、他の先行研究の蓄積の上での提案と言える。但し、岡田のいう上下関係の発生根拠となる少年法 16 条を用いた連携という評価は必ずしも実務には即していない。なぜなら、上述した実務レベルでの連携に照らして考えると、少年法 16 条は、家裁が連携を他機関に強要するためのものではなく、自らが連携を積極的に行う根拠として用いられているからである。同書に

131 岡田・前掲注(128)187頁。

132 岡田・前掲注(128)188頁。

133 岡田・前掲注(128)190-193頁。

134 岡田・前掲注(128)193頁。

135 岡田・前掲注(128)194-200頁。

136 岡田・前掲注(128)201-202頁。

て、調査官の鍵本は、バトンタッチという形での縦型連携では、少年の最善の処遇は果たされず、したがって同時並行的に多様な機関が少年に働きかけていく制度としての横型の連携を求めている¹³⁷。これ自体は正当であり、その意味での上下という縦型ではなく横型の連携を求める必要がある。しかし、縦型の連携が必然的に上下関係を発生させるわけではないのではないかとの疑問が残る。また、これまでの現場での連携の実践におけるケースカンファレンスが、岡田のいう家裁における「ケース会」と相異なるのかにつき更なる検討を要する。

多機関連携の中心機関

以上、服部、石岡、鍵本も指摘するように、実務と先行研究とでは、連携の意義やそのあり方に関しずれが生じていることがわかる。実務では、処遇の円滑な流れという目的に焦点を当てた連携が意識されている。少年の円滑なバトンタッチという言葉に代表されるように、家裁及びその後の処遇機関での処遇が切れ目なく一貫して行われることが少年にとって必要であり、その為の連携が目指されている。いわゆる直線的、あるいは、縦型の連携である。このことは、現行少年法創設当初から、少年処遇の円滑な流れと処遇の一貫性の確保のために連携が求められてきたこととは無関係ではないであろう。もちろん家裁発足当初も、精神疾患のある非行少年や妊娠中の少年に対する家裁とその他の機関との協働がなかったわけではない¹³⁸。しかし、家裁において目指されている連携は、少年の最善の処遇を実現するためという意識は処遇の前提として潜在的でしかないように思われる。ましてや、複合的ニーズを持つ少年に対する処遇の限界として、意識的に連携の必要性を指摘するものではなかった。その意味では、実務においては、家裁が処遇機関へスムーズにバトンタッチするため

137 鍵本薫「処遇が難しい少年事件についての一考察」岡田行雄編著『非行少年のためにならう』(現代人文社 2017) 181-184 頁。

138 昭和三十年会同・前掲注(88) 86-87 頁、昭和三十二年会同・前掲注(72) 36-37 頁、昭和三十三年会同・前掲注(9) 152-153 頁

の家裁と「他」機関との連携が検討され実践されてきたといえる。

他方、先行研究においては、家裁を中心として、複数の機関が手続に同時に関与し、少年に対する最善の処遇を決するための手段として、家裁における複数機関相互の連携が必要であることが意識されている。その意味では、先行研究は「多」機関連携を試行しているのである。

もともと、先行研究においても、家裁における複数機関相互の連携のあり方を考察していく上での変遷が確認できる。澤登や守屋に特徴的なように、家裁における多機関連携は、少年の最善の処遇を家裁が決定するために、多機関が集まり検討していくことが念頭に置かれていると読むことができる。この場合、最善の処遇の実現のために、少年のもつニーズに対し、複数の処遇及び処分を同時並行的に展開していくということは必ずしも意識されていないように読める。それゆえに、家裁が連携の中心であることは当然の前提とされているように思われる。しかし、特に2000年以降、複合的ニーズを持つ少年に対する処遇のあり方を考える必要性が自覚的に語られ、その為の手法として少年司法手続中の複数機関相互の連携というものが強く意識されるようになってきたことがみて取れる。少年の複合的ニーズへの対応が少年の非行克服のために必要であるがゆえに、家裁限りの処遇を1つ選択し進めていくだけでは限界があるということが、服部や岡田の指摘からみて取れる。そこで、少年に対し、複数の処遇及び処分を同時並行的に展開していくための新しいシステムが求められることになる。その為の連携として多機関連携が語られている。だからこそ、家裁と多機関とを結ぶ連携において、誰がコーディネータとなるのかという連携の仕組みそのものにも焦点が当てられ始めたといえる。

もともと、家裁においても、先行研究が示唆する「多」機関連携の様な発想がなかったわけではない。それは試験観察の場面において発揮されている。試験観察の類型の一つとして「……処遇にある程度の期間を要することが見込まれ、専門的機関があればそれに越したことはないが、どうも既存の執行機関の処遇では画一的すぎる、少年の特性を見きらないとこの少年についての処遇は

失敗するだろう、こういうふうに思われる場合には、家庭裁判所としてはいろんな社会資源を動員することによってこの少年の処遇をはからなければならない。これを制度的にやれる手だてとしては試験観察しかないだろうと思います」との指摘が認められる¹³⁹。そして、処遇の画一性及び同質性が要請される行政機関の限界を指摘しつつ、「基本的視点として、処遇の選択肢のどれかに少年をあてはめるというのではなく、少年にとって必要な処遇を裁判所がきめるんだという視点に立てば、保護処分の多様化にあまりこだわらずに自由な立場で試験観察をやれると思うのです」と述べられている。

この様な試験観察の機能は、次の6つに整理されている。第一に適正な決定確保、第二に執行機関の限界性とその補完機能、第三に非行事実と要保護性の不均衡の調整機能、第四に決定と執行の連携、第五に社会資源補完的機能、第六に執行内容の開拓的機能である。家裁における連携という文脈から見た場合には、これまで第四の機能に主に視点が行きがちであった。しかし、先行研究との比較から見た場合には、第二、第五、第六の機能の重要性が明らかとなる。第二の機能については、先に指摘した、執行機関の処遇メニューが画一的にならざるを得ない限界を補完し、少年の個別性に着目した処遇を行う機能を試験観察が担っていることが指摘されている。第五の機能では、矯正教育を施すほどではなく、適当な社会資源に委ねるべき場合ではあるものの、そのような社会資源がない場合で、収容処遇は望ましくないと判断される場合に、試験観察が実施されているとの分析がなされている。そして、第六の機能として、「……執行機関は行政機関であり、処遇内容は通達等においてある程度明確化されている必要があり、かつ、裁判所の決定の執行である限り、裁判所が予測していなかった内容を持つことができない道理がある」とし、仮に、処遇機関が少年に対して特別な処遇の効果を認めたととしても直ちにそれを実行することが困難であるとする。これに対し、試験観察では法的にも決定の方式において

139 全国裁判官懇話会「少年審判における適正手続きと教育的機能」判例時報 991号(1981) 29頁。

も、柔軟で多様な処遇を試みることが可能であるとする。この試みの過程において有効な処遇か否かを見極めたうえで執行機関において有効である処遇を制度化することも可能であるとする。この様な意味において、「少年の特性に応じた柔軟な処遇を開拓していく展望も残されている」とされる¹⁴⁰。

もちろん、このような機能を、すべての裁判官が熟知し、活用できているわけではない¹⁴¹。しかし、整理されているこれらの試験観察の機能は、まさに、少年のための処遇の選択肢を広げ、少年司法手続きにおける横の広がりとして、少年の最善の処遇を選択していくための連携を求める発想と言える。これは、先行研究がイメージする「多」機関連携と共通している。ここに、家裁が主導する「多」機関連携の可能性がみてとれる。

他方で、連携を考える上で、家裁を中心としたシステムとなるべきか否かに関し、先行研究に相違が認められる。それは、論者の職種によるところも大きい。実務家である守屋、石岡らは家裁主導の連携を念頭に置く。他方、服部や岡田は、家裁の資源不足及び人事異動等の性質に基づく家裁主導の連携の限界性を考慮し、付添人によるシステムの提案を行っている。この点、家裁も処遇決定過程における付添人の重要性は認識し、期待していることが確認できる¹⁴²。但し、付添人の現状における問題点として、第一に、少年審判及び付添人の役割についての認識が十分ではなく、刑事弁護人の認識から抜けきっていないこと、第二に、職権主義の審理になれないため十分に活動ができていないこと、第三に、非行事実の認定の問題を軽視しがちであること、第四に、少年事件の経験が乏しく、少年処遇の現状や健全育成の方策についての知識が十分でないことが挙げられている¹⁴³。これらの課題につき、昨今大きく改善され、少

140 全国裁判官懇話会報告「合同報告 試験観察の機能について」法律時報 1311号 (1989) 5-6頁。

141 同上8頁においては、「この報告にあるようにいろんな要素があるってことは、あまり考えていません」との発言も認められる。

142 第16回全国裁判官懇話会報告「合同報告 少年審判と付添人活動—主として処遇決定過程について—」法律時報 1635号 (1998) 3頁以降。

143 同上7頁。

年事件の付添人活動も発展している¹⁴⁴が、なお、専門性などにつき問題があることは、先行研究からも指摘されるところである¹⁴⁵。

以上の様に、少年の複合的ニーズに応じた処遇を多角的かつ重畳的に展開し、少年に最善の処遇を保障していくための制度としては、家裁主導による多機関連携という形態も、家裁以外の主導による多機関連携の枠組みに家裁が参加するという形態のいずれも、家裁自身がその可能性を示唆している。家裁が連携の中心でなければならないのか、連携の輪の中に入っていれさえすればいいのか。

いずれの形態が妥当であるのかを決するには、両者課題が残る。前者の形態をとった場合には、家裁がケースワーク機能の発揮手段としての多機関連携を重視する姿勢を維持できるのかという課題が残る。昨今、厳罰化と言われる法改正がなされる中で、重大事案も含めた多機関連携の制度の必要性和重要性を家裁自身が自覚し維持できるのか懸念されるからである。他方、後者の形態をとった際に、家裁の処分決定に多機関連携上の考慮がどの程度の拘束力を持って発揮されるのかという課題がある。

むすび

以上、いかなる多機関連携の制度が、非行や犯罪を行った少年に対する最善の処遇を実現する上で、最適であるのかということを中心に検討していくための観点を明示してきた。その必要性が先行する形で、家裁における機関間の連携が語られてきた段階から、現在、議論の蓄積を経て、その制度構築のための課題と検討対象が明らかになってきた段階へと移行してきたといえる。ようやく、家裁における多機関連携をいかに制度構築していくのかを検討する段階へと入っていると見える。

144 「特集 『改正』少年法で少年事件弁護はどう変わるか」季刊刑事弁護 29号（2002）26-69頁、「特集 少年法 55条移送と量刑をめぐる弁護」季刊刑事弁護 88号（2016）9-60頁等。

145 岡田・前掲注(137)194頁。

本稿の問題意識に照らして考えた場合には、家裁の決定をよりよいものとしたいとの観点からは、家裁が中心となる連携の制度構築を検討することが魅力的であるように思われる。なぜなら、少年保護システム全体を見通すことのできる新たなポストを創設しつつシステム横断的、又は、横型の連携を構築でき、少年の主体的非行克服のための処遇が導かれえたととしても、犯罪及び非行を行った少年に対する処分を決定する家裁自体が、その処遇を処分決定に生かさないと状況が生じれば、連携そのものがまったく意味のないものになってしまう可能性もあるからである。家裁が少年の主体的な成長発達を支援するというケースワーク機能を発揮するために多機関と連携するという手法を取り入れ、家裁における処分の限界性を払しょくすることが、家裁における連携を検討する大きな意義であるはずである。山口は社会問題の激化を受け、司法もその機能の変容を迫られているとし、司法が従来になってきた規範的解決に加え、「実体的解決・緩和も司法過程そのものにおいて展開される」¹⁴⁶ 必要性を説く。家裁送致後の少年の処遇及び処分の決定及び執行につき、家裁が連携の主導的役割を担い、責任を負っていくという観点から、改めて、家裁を中心とした「多」機関連携のあり方を検討する意義がある。そのような観点から、連携に際しての家裁の持つ課題、特に、人事異動や裁判官の専門性、といった観点をいかに克服しながら、家裁が連携ネットワークの中心機関の一つとなる制度を構築するのが今後の課題となる。もっとも、本稿の問題意識とは別の観点から、家裁における多機関連携のあるべき姿をも検討していくことも必須であろう。

さらに、家裁におけるケースワーク機能と司法機能の中で家裁と多機関との連携が監視の網の拡大へと墮しないための理論と方法の検討も必須である。仮に、重大事件においては、矯正可能性があっても罪質、情状によっては検察官送致決定すべきであると、そのような形で司法機能と福祉機能の秩序ある調和がはかれるとの方向で家裁の実務が運用されることになれば、多機関連携

146 山口・前掲注(112)17頁。

は監視の強化へと、その意味を変容させてしまうことも危惧される。

その点、守屋の指摘は示唆的である。守屋は「ケースワーク理論のうえでは、理想的な診断技術のうえに個別的処遇として治療手段があたえられることになってはいるが、現実の少年非行の対策として用いられる手段は、さまざまな歴史的、社会的制約を受けている。我が国における保護観察制度も漸進的な改善がなされているとしても、今日なおその弱体は否定しがたいところであり、少年院における収容教育も長期間の自由の拘束という代償を要することになっている。しかし、少年の非行性が、前述のように家庭裁判所の調査、審判の段階で解消し得るようなものでない場合には、不十分であるとしても、現実にあるがままの処遇手段に頼らざるを得ないのである。……現実の処遇手段の不備、教育手段としての様々な制約にもかかわらず、目の前にいる少年に対してそれを適用せざるを得ないという経験は、調査、診断、処遇を科学主義による完結した体系で結ぶケースワーク理論に対する懐疑をもたらした。現実を理論によって説明すれば、現実の誤った美化となる。しかし理論にこたえ得る現実はない。このようなジレンマが、ケースワーク理論の再検討と同時に適正手続きの保障の理念を少年審判手続に導入する動きをもたらした」¹⁴⁷と指摘するのである。家裁の発足当初、家裁と他機関との連携は、この制約された少年非行対策としての手段を補っていくために必要不可欠なものとしてとらえられていたのではなかったか。その意味では、ケースワークの思想、すなわち、「科学主義に立脚した専門家集団が、少年の人格の尊厳を認めるとともに、その自立性を尊重しながら非行性の解消につとめていくという処遇の思想」¹⁴⁸に立脚した家裁のケースワーク機能を支えるためには、家裁と他機関との連携は必要不可欠なものであるということが出来る。そして、家裁と他機関との連携は、ケースワークの思想に立脚した処遇を展開する上では、先行研究が指摘するように、「多」機関との連携へと発展していく必然性を有しているといえる。

147 守屋・前掲注(77)234-235頁。

148 守屋・前掲注(77)235頁。

翻って考えれば、家裁における「多」機関連携が実現していくことで、家裁のケースワーク機能が充実、強化していく可能性が示唆されている。その意味でも、少年に対する最善の処遇を実現する家裁における「多」機関連携の実現は必須であり急務である。